14　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15・16　（略）

（四国土地改良調査管理事務所）

第二百八十一条　（略）

2・3　（略）

4　四国土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～12　（略）

13　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2・3　（略）

4　土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人を置く。

庶務課
企画情報課
建設技術課
施設・管理課
保全技術課

5～12　（略）

（新設）

14・15　（略）

（四国土地改良調査管理事務所）

第二百八十一条　（略）

2・3　（略）

4　四国土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

（新設）

7～11　（略）

（新設）

12　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2・3　（略）

4　土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人（北陸農政局の土地改良技術事務所にあっては、六人）を置く。

庶務課
企画情報課
建設技術課
施設・管理課
保全技術課

5～12　（略）